World Robot Summit

感染症対策ガイドライン

2021 年 10 月

（福島大会向け）

目次

1.　ガイドラインの適応範囲
（1）対象者
（2）有効期限

2.　来場人数の制限
（1）上限人数、および収容率
（2）入場者管理

3.　全関係者に求められる事項（主として主催者、運営スタッフ、協力事業者）
（1）会場入り
（2）出入口での管理
（3）会場内
（4）その他

4.　会場運営での遵守事項（主として運営スタッフ、協力事業者）
（1）準備、撤去
（2）会期中
（3）ステージ企画等

5.　健康観察、検査受診について
（1）対応分類
（2）関係者ごとの対応

6.　発症者、陽性感染者発生時の対応
（1）会期前～会期中
（2）会期後

本ガイドラインはWorld Robot Summit 2020（WRS）開催にあたり作成したものである。競技参加者のみならず、運営に関係するスタッフや出展者など、全ての関係者が遵守すべき事項を規定している。自らの感染対策はもちろんのこと、WRSを円滑に実施するために必要な対策を記載しており、会場での感染防止に強く協力をお願いしたい。

業界別ガイドライン等をもとに、専門家の助言をいただきながら策定したものであるが、今後の感染状況等により改訂の可能性があり、必要な見直しを行っていく予定である。

1. 本ガイドラインの適応範囲

（1）対象者

区分	概要	対象例
主催者	展示会を主催する団体	経済産業省 NEDO
運営スタッフ	会期中に、会場にて常時対応が継続するスタッフで、他関係者との接触が一定程度想定される関係者	競技委員、審判 運営事務局 音響対応スタッフ 映像対応スタッフ 会場受付スタッフ　など
協力事業者	会期前後のみ対応 会期中であっても日帰りで対応するスタッフ、他関係者との接触が極少ないと想定される関係者	造作事業者 警備スタッフ　など
一般来場者	会期中、会場へ来場する一般の方	一般来場者
出展者・講師等	展示スペースでの出展者、会期中のステージ等へ登壇する講師	出展者 登壇者
競技参加者	WRCへ参加する者	海外からの競技参加者 国内からの競技参加者

（2）有効期限

2021年10月31日まで

2.　来場人数の制限

（1）上限人数、および収容率

WRS については、大声での観戦が生じないよう徹底した呼びかけを行う。さらに、必要な感染対策を実施することを前提とし、会場収容人数の 50% 、もしくは会場が定める上限数のいずれか少ない方の人数を同時入場者数の上限とする。

なお、開場時間中は出入口にて、入場者数をカウントすることとし、上限人数の 80%を超えた段階で入場規制を実施することで、常時人数管理を行うものとする。

（2）入場者管理

上記（1）の具体化のため、来場の際には事前登録を行い、来場時間の分散を図る。
さらに退去時間についても同時に管理することで、公共交通機関の利用において特定の時間に密が生じないよう、掲示等も実施しながら、対応を行う。事前登録を促すことにより、会場受付でのスタッフとの接触を極少化する。

3.　全関係者に求められる事項（主として主催者、運営スタッフ、協力事業者）

（1）会場入り

- WRS 関係者には毎朝の体温チェックと体調確認を実施し、発熱や体調不良がある場合には会場に来ないようにする。
- 発熱や体調不調がない場合でも、新型コロナウイルス検査で陽性とされた者と濃厚接触がある場合（調査中の場合を含む)、過去 14 日以内に海外渡航歴がある場合、およびそうした者と濃厚接触がある場合には、来場せず、自宅またはホテル待機とする。
- 公共交通機関を利用して来場する場合には、できるだけ分散するように努める。

（2）出入口での管理

- マスク着用の徹底
- 発熱がある場合 (37.5℃以上とするが、平熱や他症状等も判断材料とし判断する場合がある)、体調が優れない場合は入場不可とする。
- 入場時の待機列については、十分な間隔を取って列を作れるよう床面にマークをつけ、スタッフによる誘導を実施する。
- 入場者数の管理を実施する。
- 消毒液の配置、および入場者の手指消毒の徹底を行う。

（3）会場内

・　すべての期間、会場内においてマスクを常時着用とする。飲食等で外す必要がある場合には､定められた飲食スペースやWRS事務局が指定する場所のみで行うこととする。
・　会場内に消毒液を複数個所設置し、全ての関係者が手指の消毒を徹底するよう呼びかけを行う。
・　全参加者は接触確認アプリ（COCOA）をインストールしたスマートフォンを携帯し、常時 Bluetooth を ON とすることを徹底する。
・　個室となる箇所については、換気を徹底する。
・　共用利用を極力減らすとともに、高頻度接触部位を特定し消毒を高頻度で行う。主催者や運営スタッフのみならず、一般来場者も使用後の高頻度接触部位の消毒を行うよう依頼する。
・　ゴミ等はプラスチック製袋などに入れた上で必ず密閉し、WRS が指定する場所へ廃棄する。

（4）その他

・　展示等で制服を着用する場合には、こまめに洗濯を行うよう努める。
・　大人数(5 人以上)での会食や懇親会等は実施しない｡会期終了後は速やかに撤収する。
・　飲食については、飲食可能スペースを明確に区分して設定、もしくは WRS 事務局でエリアを指定し、換気の徹底と真正面での座席配置を避け、テーブルやイスの間隔を 1 m以上確保する。また定期的に消毒を行う。
・　会期後 14 日間以内に感染していることが明らかになった場合には、全ての関係者は速やかに WRS 事務局へ連絡し、WRS 事務局は必要な対応を実施する。

4.　会場運営での遵守事項（主として運営スタッフ、協力事業者）

（1）準備、撤去

・　搬入や設営、終了後の撤去などの全期間を通じ、マスク着用を徹底する。
・　自団体、自社のみならず外注先の事業者に対しても接触確認アプリ（COCOA）のスマートフォンへのインストールと稼働を徹底する。
・　出展者ブースの施工ルールは、高さ 4 mを超える構造や 2 階建て構造など現場で作業に負担のかかるデザインは避けるよう呼びかけ、施工時間短縮と施工人員削減による安全な作業環境を確保する。
・　オンラインでの来場者登録の際、会場の感染症対策への協力を要件とするとともに、感染者発生時には感染経路の調査等のため自治体に個人情報を提供することを明示する。

・　レセプションパーティーや懇親会は実施しないこととする。
・　換気のため、（防犯等の特別な事情がない限り）搬入出入口を常時開放する。
・　施工中の密防止、手指の消毒、マスクの着用について、複数回の館内アナウンスを通して実施する。
・　会場内空調（送風）を常時稼働する。

（2）会期中

・　会場内の全ての関係者にマスク着用の徹底を呼び掛けるとともに、予備のマスクを手配する。
・　パドックや飲食スペース、商談テーブルなどに飛沫防止パーテーションなどの感染防止策を実施する。
・　本マニュアルを含め、出展者マニュアルなど感染症対策を規定する各種資料について関係者間で共有し、緊急時対応等について事前に周知徹底する。
・　全ての関係者について、大声での会話を行わないよう徹底を行う。
・　会場へ公共交通機関を利用して移動する場合には、分散しての入場、退場をするよう関係者へ要請する。
・　感染者発生に備え、全ての関係者の名簿を整備し、個人情報の扱いに留意しながら管理する。当該名簿は事後の追跡調査のため、2021 年 11 月末まで保管するものとする。
・　防犯等に支障のない範囲で搬入出
・　の扉（シャッター）を開放し、会場内換気に努める。
・　密防止、手指の消毒、マスクの着用について、複数回の館内アナウンスを通して実施する。また、大声での会話、呼び込みなども同様に行わないようアナウンスする。
・　会場内空調（送風）を常時稼働する。

（3）ステージ企画等

・　演台には飛沫防止パーテーションを設置するとともに、登壇者と聴講最前列の距離は３m以上の距離をとるものとする。複数の登壇者がいる場合には、登壇者同士の距離を 2m 以上確保するものとする。
・　ステージエリアにおいても、定員の 50%を上限として設定し、愛知会場においては、メインステージを 200 人、ステージ A を 100 人、を上限とする。福島会場においては、150 人をステージエリアの上限とする。
・　登壇者や他発言者が使用するマイクやＰＣ等の共用物については、使用毎に消毒を行う。

5.　健康観察、検査受診について

WRS を実施するにあたり、関係者ごとに健康観察や検査の受診等を行う。関係者ごとの分類と、対応は下記のとおり。

（1）対応分類

関係者は会場への滞在時間、他社との接触頻度等により、以下の 4 つ（A、B、C、D）に分類して対応を規定する。

区分	分類
主催者（運営スタッフと同様に会場で長期滞在するもの）	A
主催者（一時的に会場を訪問するもの）	D
運営スタッフ	A
協力事業者	C
一般来場者	D
出展者	A
講師等	D
競技参加者（国内より参加）	A
競技参加者（海外より参加）	B

（2）関係者ごとの対応

いずれの関係者も会場での入場時に検温を実施する。それに加え、下記の検査等を実施する。なお、競技参加者（国内外）は、別途に競技参加者向けのガイドラインを参照すること。

【A（主催者、運営スタッフ、競技参加者（国内より参加）、出展者の一部）】

① 会場入り前 14 日間の健康観察

- 毎日、検温を実施し、記録を作成する。（出展者においては、出展確定時期を考慮し、可能な限り実施する）
- 発熱（37.5℃以上）、体調不良が発生した際には、医療機関を受診する。

②会期中の健康観察

- 会場入り前 14 日間と同様に健康観察を継続する。
- 健康観察の記録は必ず作成し、会期終了後、3 週間保存する。

③感染症対策担当者の設置

- 主催者、運営スタッフは、事業者ごと（団体ごと）に 1 名感染症対策の担当者を設置

し、WRS 事務局まで報告する。感染症対策担当者は、遵守すべき感染症対策を、各事業者において徹底していただくための役割として活動するものとする。

・　各事業者の感染症対策担当者は、会場入りする自組織関係者の氏名、連絡先、滞在先を WRS 事務局まで事前に届け出る。

④検査受診

・　会場入り初日に抗原検査を受診する。その後も、会期中にも抗原検査の受診（1~２回）を予定しており、会場入り初日の検査の際、次の検査について案内を実施。

【B（競技参加者（海外より参加））】

・　A 分類と同様の対応。ただし、入国後に隔離期間あり。

【C（協力事業者）】

・　A 分類における①②③の対応を行う。

【D（主催者（一時的に会場を訪問するもの）、一般来場者、講師等）】

・　会場での検温、体調チェックを行う。

	A	B	C	D
会場での検温、体調チェック	○	○	○	○
会場入り前 14 日間の健康観察	○	（入国時隔離有り）	○	
会期中（準備、撤去等での来場日を含む）健康観察	○	○	○	
抗原検査（会場）	○	○		

6.　発症者、陽性感染者発生時の対応

（1）会期前～会期中

会場入り後から会期中に体調不良等が生じた場合、速やかに医務室にて一次対応。感染の疑いがある場合には、速やかな医療機関との連携を含め対応を行う。

（体調不良時）

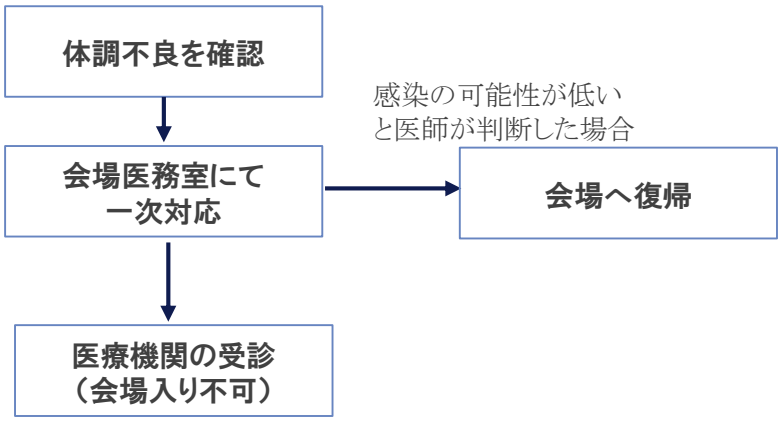

（会場での抗原検査にて陽性となった場合）

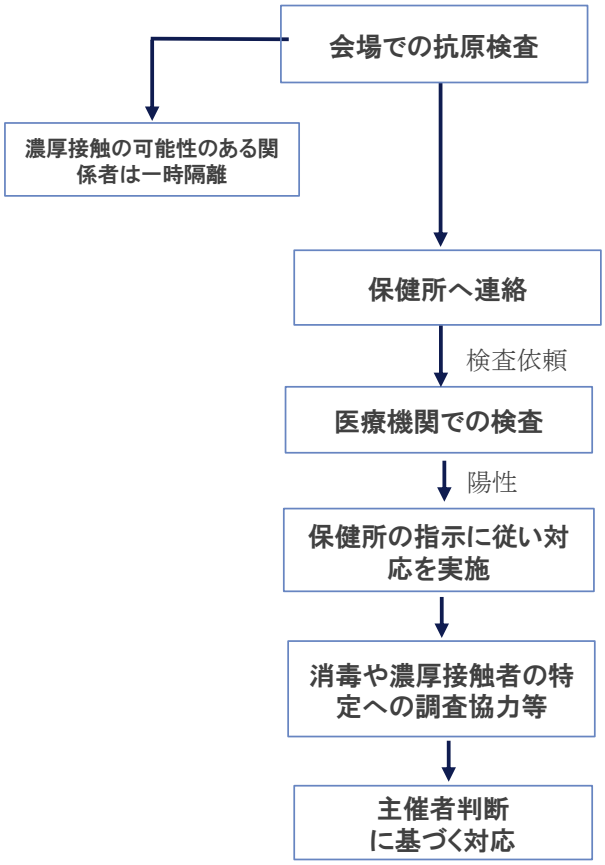

（2）会期後
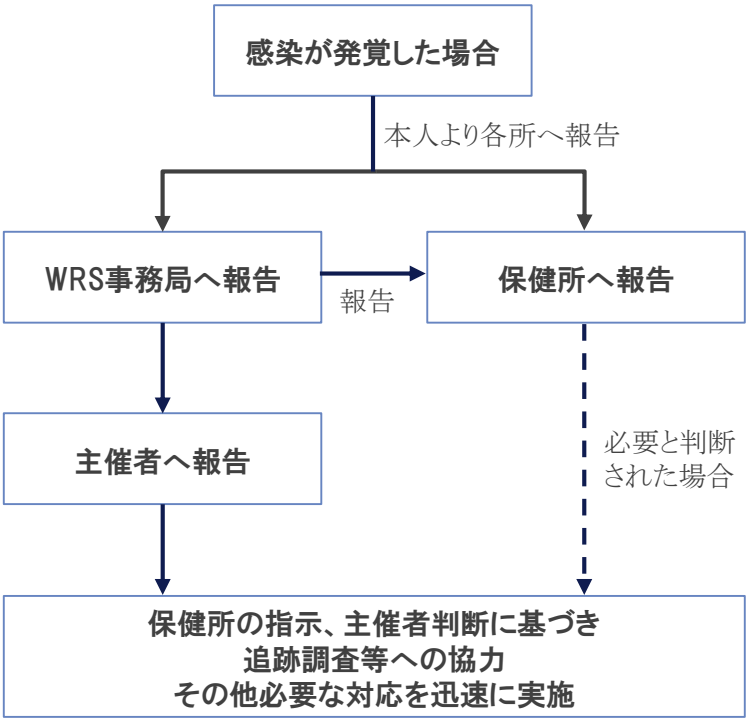
会期後 14 日間において、感染が明らかになった場合、全ての関係者は WRS 事務局へ報告を行う。